十二　初期利子　平成二十三年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.39}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　償還期限　平成三十三年一月十五日

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　払込期日　平成二十三年一月十七日

十七　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十八　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十四年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年一月十五日から平成二十四年七月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} - \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{80}{100}\right) - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

（受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数} \times \frac{0.39}{100} \times \frac{\text{額面金額}}{365}$$

㈡　平成二十四年七月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{80}{100}\right)$$

十九　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十三年七月十五日から平成二十四年一月十五日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する金額}\right) - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

㈡　平成二十三年七月十五日前の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \left(\text{経過利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} + \text{経過利子に相当する金額}\right) - \text{受入経過利子に相当する金額}$$

二十　元利金支払場所　日本銀行

○文部科学省告示第九号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成十九年文部科学省告示第百二十八号）の全部を次のように改正し、平成二十三年二月七日から適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針

我が国の科学技術を振興し、国際競争力の飛躍的な向上につながる研究成果を世界に先んじて創出するため、先端的かつ高度な研究等を行うための施設を多様な研究者等に開放し、その共用を促進することにより、我が国の科学技術に関する研究等の基盤の強化を図るとともに、産学官及び国内外の研究交流による研究者等の多様な知識の融合等を図ることが求められている。

特定放射光施設は、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により兵庫県に設置される世界最高性能の放射光を利用して研究等を行うための施設である。当該施設は、汎用性の高い先端的施設であることから、生命科学、物質科学等の様々な研究分野において、画期的な計測等の手段として用いられており、研究及び技術開発の飛躍的な発展に大きく貢献しているところである。今後とも、その積極的な活用により我が国の国際競争力の強化につながる研究成果の創出が期待できるものであることから、産業界も含め、多様な分野の研究者等に対して、その共用を促進することが必要である。

また、特定放射光施設の整備及び運営に対する国民の理解、支持及び信頼を得ることができるよう努めることが重要である。

このような認識の下、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、この方針を定めるものである。

第一　特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方向

特定放射光施設は、大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び産業界等の多様な研究者等によって積極的に活用が図られることにより、その価値を最大限に発揮し、我が国の科学技術の振興や国際競争力の向上に寄与することが可能となるものである。

特定放射光施設が、国内外の研究者等により積極的に活用され、優れた研究成果を世界に向けて発信できる、国際的な頭脳循環における中核的拠点となるために、理化学研究所及び利用促進業務を行う登録施設利用促進機関（以下「登録機関」という。）が大きな役割を果たすことが重要である。

このため、理化学研究所及び登録機関は、以下の点を基本的な方向として特定放射光施設の共用の促進に努めなければならない。

一　利用者の意見に十分配慮した放射光共用施設の整備及び特定放射光施設の性能向上の推進や、公正な利用者選定による公平な利用機会の提供等、利用者本位の考え方を基本とした施設の整備及び運営を行うこと。

二　放射光利用研究の高度化を不断に図るとともに、人材の育成に努めること。また、創出された成果の積極的な公開の促進、普及啓発を通じて、国民の理解、支持及び信頼を得るよう努めること。

三　国内外の関係する研究機関及び研究者等の活発な連携、協力及び交流を促進し、国際競争力の強化に努めること。